学校いじめ防止基本方針

長野県大町岳陽高等学校

1 いじめの定義 ＜いじめ防止対策推進法＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものをいう。

2 本校におけるいじめの考え方（基本方針）

いじめが、「いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命に危険を生じさせるおそれのある事象である」という共通認識に立ち、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にもどの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、けんかやふざけ合いといった軽微な事象を見逃さず、全職員があらゆる機会を通じて未然防止、早期発見につとめる。また、問題発生時には、組織的かつ迅速な対応をとる。場合によってはＰＴＡの協力も要請する。
対応にあたっては、いじめられている生徒の心に寄り添った指導を行う。

3 いじめの認知

１の「いじめの定義」にあるように、被害生徒が心身の苦痛を感じるものは「いじめ」であるとの認識をもち、当該生徒からの訴えがあった場合には受け止める。

具体的には以下のような態様が考えられる（「いじめの防止等のための基本的な方針」より）。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

4 具体的取組

(1)いじめ対策委員会の組織
・構成　校長、教頭、養護教諭、生徒指導主任、特別支援コーディネータ
・必要に応じ、スクールカウンセラーを加える。
・事案発生の場合は、「いじめ対策チーム」を立ち上げる。

(2)教育相談（随時）
・教育相談係及びクラス担任を中心に、いじめの早期発見、情報収集に努める。

(3)定期面談
・年間計画に基づき年３回、クラス担任が個別に生徒と話をする時間を確保する。
・教育相談や定期面談の内容をいじめ防止対策委員会で検討する。

(4)人権教育および職員研修（人権教育係の計画による）
・人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成をめざし、教育のあらゆる場において、人権教育を推進する。（人権教育係目標）
・「全校人権教育」を年間計画の中に位置づけ、各ＨＲで資料の読み合わせや討論会、映画鑑賞等を通じた人権教育を行い、いじめの未然防止につなげる。また、別途職員研修を実施する。

(5) 生活実態調査およびその結果を踏まえた面接の実施
・年２回、生徒指導関係に絞った「生活実態調査」を実施し、いじめ等の実態把握の機会とする。
(6) SOSの出し方に関する教育の実施
・自殺予防対策と連動して、生徒がSOSを発することができるよう、SOSの出し方に関する教育を実施する。
(7) 各種講演会の実施（随時）
・情報モラル講演会（一学年）、精神衛生講話（一学年）、アジアフ講演会（全校）

5 いじめ発生時の指導ポイント

(1) 関係生徒から事実確認（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした）を行う。
＜担任、学年、学年生徒指導係＞
(2) 関係生徒が複数の場合は、同時に、かつ個別に聞き取りを行う。＜担任、学年、学年生徒指導係＞
(3) 生徒指導担当者が、それぞれの情報を整理し、一致しない点があれば聞き取り担当者に、どこを確認するかを指示する。＜学年生徒指導係＞
(4) 事実確認は生徒指導担当者の指示により同時に終了するようにする。その後、関係生徒を集めて事実確認や指導を行う場合もある。＜学年生徒指導係＞
(5) 事実確認にあたっては、保護者に連絡をとり事情説明を行う。特に、関係生徒の帰宅時間が遅くなる場合は、保護者の了承を得る。＜担任、学年生徒指導係＞
(6) 概略を早急にまとめ、いじめ対策委員会に報告する。＜担任、学年生徒指導係＞
(7) 学校としての対応を検討し、関係した生徒に対する支援計画を立てる。必要に応じて、外部機関（心の支援課、教育事務所、警察等）との連携を図る。＜いじめ対策委員会＞
(8) いじめが解消されている（行為が３ヶ月止んでいるか、心身の苦痛を感じていないか）かの見守りを行う。＜担任、学年、いじめ対策委員会＞
(9) インターネット上の不適切な書き込みがあった場合、状況を適切に把握するとともに、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。
・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、法務局や地方法務局の協力を得ながらプロバイダに対して速やかに削除を求める。
・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態発生時の対応

以下の場合を重大事態とし、「いじめの防止等のための基本的な方針」および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切な対応をとる。（フローチャート参考）
・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
・いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

7 学校として特に配慮が必要な生徒に対する支援

以下の特に配慮が必要な生徒については、年度当初に職員会において全職員で確認するとともに、特別支援コーディネーターを中心に、必要に応じた支援計画を立てる。また、外部機関との連携を図る。
・発達障がいを含む特性のある生徒
・帰国子女、外国籍生徒、外国人を保護者にもつ生徒
・性同一障がいや性的指向・性自認に係る生徒
・東日本大震災の被災生徒又は原子力発電所事故に伴う避難生徒

８ いじめ問題発生時の対応組織図と分担

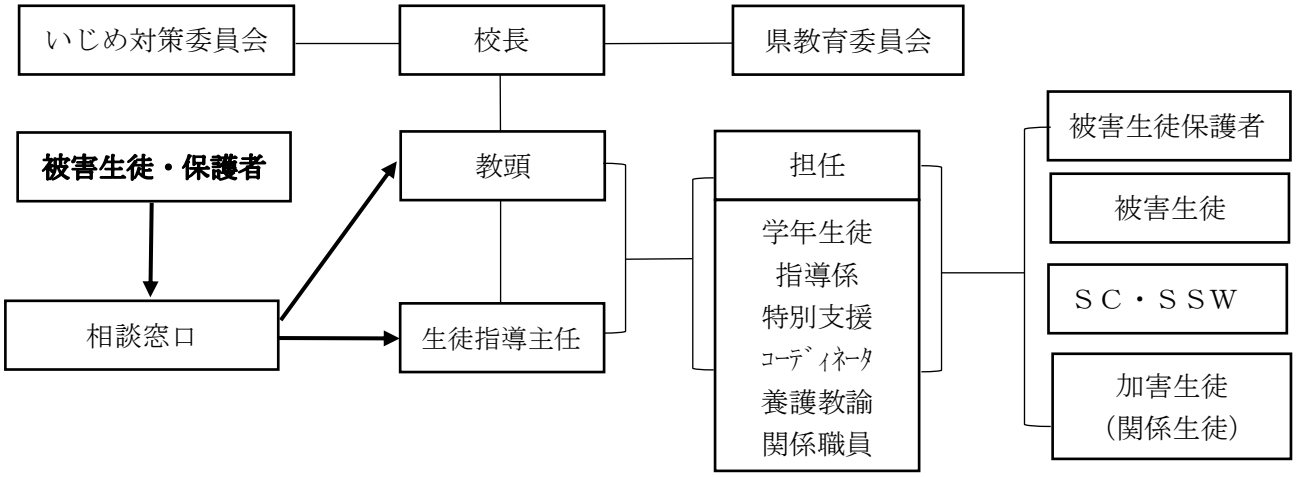

【いじめ対応チーム】
いじめ対策委員（校長・教頭・養護教諭・生徒指導主任・特別支援コーディネーター・ＳＣ）
担任・部活動顧問、学年職員・その他関係職員

① 情報収集及び整理
・関係職員から情報収集
・被害生徒や保護者から事実確認
・加害生徒から事実確認（保護者に了承を得る）
・クラスや学年など生徒から事実確認（必要に応じて）

② 指導体制・方針の検討（いつ、誰が、何を）

【職員会議】 全教職員
① 情報の共有 ② 指導方針の共通理解 ③ 校内的な取組み及び支援体制

【生徒指導係・クラス担任】
・被害・加害の保護者への説明

【校長・教頭】
・県教育委員会への連絡、説明
・ＰＴＡ役員等への説明
・マスコミ対応

【いじめ防止対策委員会】
・問題の総括、再発防止策の検討

【ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ(SC)・ｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ(SSW)】
・支援が必要な生徒へのカウンセリングの実施及びサポート

【クラス担任・学年・生徒指導係】
・被害生徒への支援、見守り(３ヶ月)
・加害生徒への指導
・傍観者への指導
・クラス全体への指導

【生徒指導係】
・全校生徒への指導（必要に応じて）

【学年】
・当該学年の生徒への指導
（必要に応じて）

【全教職員】
・組織的、継続的な指導及び支援、見守り
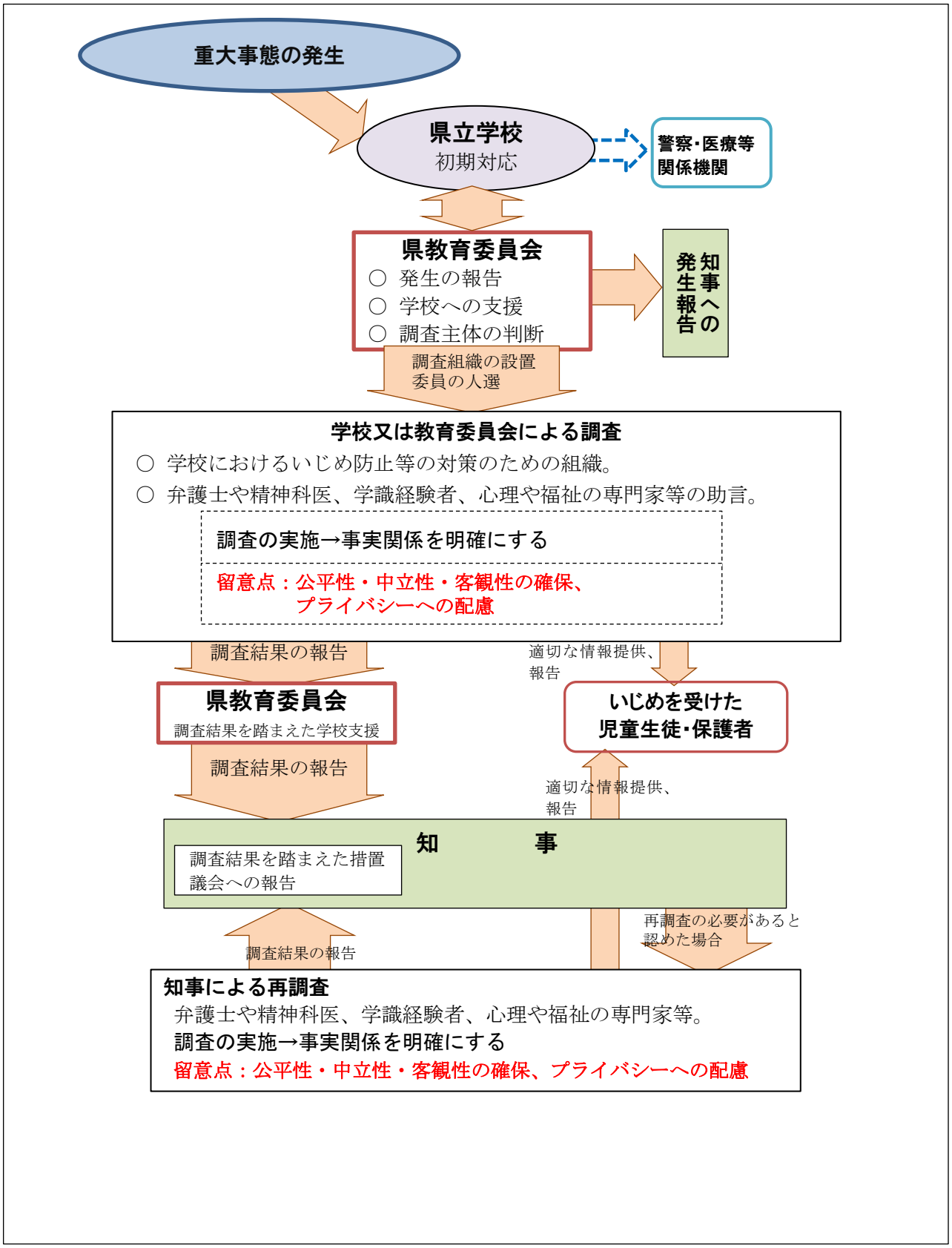
重大事態発生時の報告・調査（県立学校）